

## 平成 29 年度・県立津久井浜高等学校

# 不祥事ゼロプログラム

津久井浜高等学校長

津久井浜高等学校は、不祥事を根絶することを目的として、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

### 1. 策定の方針

- (1)平成 28 年度の県立学校重点課題総点検結果等をふまえて、実効性・継続性のある取組みを行い、生徒・保護者・県民の信頼を得る。
- (2)全職員が不祥事を自分自身の問題と捉え、どうして起こるのかということを常に考え、不祥事を起こさない行動ができるように規範意識の向上を図る。
- (3)人権意識を高めることが不祥事防止に欠かせないことであると判断し、他者を尊重する精神を基本理念とする。
- (4)公正かつ透明性を保持した私費会計等の業務を行い、経理処理の適正化を図る。

### 2. 策定する上での留意事項

- (1)管理職および各グループが不祥事防止研修会を企画し、職員の意識啓発にあたる。
- (2)今日の標語として「不祥事防止」について毎朝管理職が注意喚起を行い、意識啓発に努める。また、定期的にチェックリストを使用して全職員が日常点検を行い、不祥事防止に努める。

### 3. プログラム実施について

- (1)校長は、全職員が参加する不祥事防止会議等におけるプログラムの実施最高責任者として指揮にあたる。
- (2)副校長・教頭および事務長は、校長を補佐し、不祥事防止会議等の指揮にあたる。
- (3)不祥事防止会議は、プログラムの策定・実行・検証等の中核となる。
- (4)全職員はプログラム実行の主体となり、不祥事防止に努める。

### 4. 目標及び行動計画

#### (1)法令遵守意識の向上

##### ア 目標

公務員としての自覚を新たにし、公務外非行の防止及び職員行動指針の周知・徹底を図る。

イ 行動計画

平成 29 年 4 月に、「職員行動指針」等をもとに、所属職員全員を対象にした不祥事防止研修会を実施する。

(2) わいせつ・セクハラ行為の防止

ア 目標

セクハラ・わいせつ行為に対する意識を高め、わいせつ・セクハラ行為の徹底防止に努める。

イ 行動計画

平成 29 年 5 月に、所属職員を対象にした職場研修会を実施する。

教師と生徒の適切な関係について検討し、スクールセクハラを根絶する。

(3) 体罰・不適切な指導の防止

ア 目標

生徒の人権擁護を最大目的とし、これにもとづいてすべての教育活動を実施し体罰ゼロを堅持する。

イ 行動計画

平成 29 年 8 月に、外部講師を招聘し、所属職員全員を対象にした研修会を実施する。

体罰防止ガイドラインの周知・徹底を図り、指導に対する疑問や不安を迅速に発見し対処する。

個別支援情報交換会やケース会議を充実させ、支援すべき生徒のための適切できめ細かな指導を実施する。また、生徒の人権相談窓口をより充実させる。

(4) 調査書・通知表等の作成、成績処理に係る事故防止

ア 目標

調査書や通知票の作成及び成績処理に係るミスを未然に防止する。

イ 行動計画

成績処理点検マニュアルや調査書作成マニュアルを再確認し、手順に則った処理を徹底しミスを根絶する。

平成 29 年 7 月に、全職員を対象にした職場研修会を実施する。

(5) 進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止

ア 目標

推薦書や調査書等の発行及び取り扱い、また推薦手順についての事故を未然に防止する。

イ 行動計画

平成 29 年 7 月・12 月・3 月にマニュアルを再確認し、卒業学年の学年団に対し調査書や推薦書の作成及び提出手順等における事故の徹底防止のため、管理職及び関係グループから折に触れて事故防止会議を実施する

(6) 個人情報等の管理、情報セキュリティ対策

ア 目標

個人情報保護についての意識と技術を高め、個人情報流出を未然に防止する。

イ 行動計画

年度当初に「携帯電話等への個人情報の登録についてのガイドライン」の遵守を徹底する。また、これと(2)の行動計画を合わせて携帯電話、電子メールの不適切な使用を徹底防止するための研修会を実施する。

平成 29 年 11 月に全職員を対象にした「情報セキュリティ」に関する職場研修を実施する。

平成 29 年 4 月に、「個人情報の持ち出し許可願い」の提出と、携帯電話に個人情報を登録する際にはパスワードを設定することを徹底する。

(7)交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守

ア 目標

交通事故、酒酔い、酒気帯び運転発生を未然に防止する。

イ 行動計画

平成 29 年 12 月に、全職員を対象にした職場研修会を実施する。

交通規則の遵守を日常的に呼びかけ、酒酔い運転等撲滅への啓発を継続する。

(8)業務執行体制の確保

ア 目標

情報を共有し、相互にチェックする体制を整え、協力して業務を執行する体制を確立する。

イ 行動計画

起案文の正確を期するとともに、回覧決裁を迅速かつ適切に実施する。

平成 29 年 11 月に、各グループ業務の一斉点検を実施する。

(9)会計事務の適正執行

ア 目標

私費等の会計事務の執行を適正に行い、事故の発生を防止する。

イ 行動計画

平成 29 年 4 月に私費会計担当者を対象とした私費会計執行手順についての研修会を実施する。

平成 29 年 10 月に、財務事務調査結果をもとに全職員を対象にした職場研修を実施する。

平成 29 年 10 月中に、私費に関する中間監査を実施する。

平成 30 年 3 月中に、私費に関する点検を実施する。

(10)入学者選抜に係る事故防止

ア 目標

入学者選抜業務に係る事故の徹底防止

## イ 行動計画

平成 30 年 1 月に全職員を対象とした研修会を実施し、マニュアルの確認と事故の徹底防止を図る。

入学者選抜に係る通知について、周知の必要があるものはすぐに職員に連絡を行う。

### (11) その他日常の注意喚起による不祥事防止

毎朝の職員打合せにおいて、今日の標語として管理職から「不祥事防止」についての注意喚起を行い、意識啓発を行う。また、不祥事例等の情報は随時紹介し、意識向上を図る。

## 5. 検証

### (1) 第 1 回検証

平成 29 年度中間検証を 10 月中に行い、検証結果に基づき達成度の低い課題項目については対応策を検討し、改めて行動計画を設定するものとする。

### (2) 最終検証

4 に規定する行動計画について、平成 30 年 3 月初旬に実施状況を確認するとともに、各目標達成についての自己評価を行う。その結果、新たな目標設定（各目標の修正を含む。）が必要な場合は、新たな目標設定を行ったうえで、平成 30 年度における津久井浜高等学校不祥事ゼロプログラムの策定方針を決定する。

平成29年度 津久井浜高等学校 不祥事ゼロプログラム 行動計画一覧

実施、一部実施、x：未実施

No	取組課題・目標	行動計画			検 証 29・10 30・3	備考
		種別	計画内容	実施予定時期		
	公務外非行の防止	職場研修	法令遵守意識の向上のための不祥事防止研修会	4月		
	わいせつ・セクハラ行為の防止	職場研修	セクシャル・ハラスメントに関する不祥事防止研修会	5月		
	体罰、不適切な指導の防止	職場研修	外部講師による、所属職員全員を対象にした体罰と不適切指導の防止に向けた不祥事防止研修会	8月		
	調査書・通知表等の作成、成績処理に係る事故防止	職場研修	調査書作成に係る不祥事防止研修会	7月		
	進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止	点検	調査書、推薦書を発行する手順、点検体制の確認	7月 12月 3月		
	個人情報等の管理、情報セキュリティ対策	職場研修	情報セキュリティに係る不祥事防止研修会	11月		
		点検	個人情報の「収集承諾」「持ち出し許可願」の提出徹底	4月		
	交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守	職場研修	交通事故の防止・交通ルールの遵守に係る不祥事防止研修会	12月		
	業務執行体制の確保	点検	グループ業務の一斉点検	11月		
	会計事務等の適正執行	担当者研修	私費会計担当者を対象にした、私費会計執行手順についての研修会	4月		
		職場研修	財務事務調査の結果を踏まえた私費会計に関する不祥事防止研修会	月		
		点検	私費会計処理の点検	10月 3月		
	入学者選抜に係る事故防止	職場研修	入学者選抜業務に係る不祥事防止研修会	1月		
	独自課題 日常の不祥事防止意識の向上	啓発	毎日の不祥事防止標語による呼びかけ	常時		